大牟田市企業局告示第１３号

条件付き一般競争入札の公告について

条件付き一般競争入札を総合評価方式により行うので、大牟田市企業局契約事務規程（平成１４年企業管理規程第３号）第２条において準用する大牟田市契約規則（平成２年規則第２６号）第３条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成３０年１０月２６日

大牟田市企業管理者　　松　田　雅　廣

１　入札に付する事項

(1)　事業名

大牟田市延命配水池更新工事（以下「本事業」という。）

(2)　工事場所

大牟田市昭和町地内外

(3)　本事業の業務内容

ア　設計業務

イ　建設業務

ウ　その他関連する業務

(4)　事業期間

本事業の事業期間は、本市と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「契約」という。）締結日の翌日から平成３５年３月３１日までとする。

(5)　事業方式

本事業は、設計・施工を一括して実施するＤＢ（Ｄｅｓｉｇｎ　Ｂｕｉｌｄ）方式とする。

(6)　入札方式

本事業は、入札価格のほか技術面の非価格要素を含めて総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の１０の２）により行うものとする。

(7)　契約方式

本事業は、総価契約単価合意方式とする。

(8)　予定価格（入札書比較価格）

金９９９，７４０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

(9)　低入札価格調査基準価格（入札書比較価格）

有（落札者の決定後に公表）。

(10)　低入札価格調査限度価格（入札書比較価格）

有（落札者の決定後に公表）。

(11)　入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札価格の１００分の５に相応する金額を違約金として徴収する。なお、当該金額に１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。

(12)　費用負担

入札書類の作成等に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

２　入札参加者の入札参加資格要件

(1)　入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア　入札参加者の構成等

入札参加者は、以下(ｱ)から(ｺ)までに示す全ての事項を満たしていること。

(ｱ)　入札参加者は、１(3)に掲げる業務を実施する複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

(ｲ)　応募グループは、土木一式工事、水道施設工事の競争入札参加資格を有する企業（以下「構成員」という。）によって結成される異工種特定建設工事共同企業体（以下「異工種特定ＪＶ」という。）とし、異工種特定ＪＶは３社とすること。なお、本事業における組合せは下記のとおりとする。また、土木一式工事を実施する構成員は、配水池工事を実施する構成員１社とその他工事を実施する構成員１社で結成される特定建設工事共同企業体（以下「土木ＪＶ」という。）とする。

(ｳ)　配水池工事を実施する構成員を代表企業とし、当該代表企業が応募手続を行うこと。

(ｴ)　土木ＪＶにおける最低出資比率は１００分の３０とする。

(ｵ)　その他工事及び配管工事を実施する構成員については、市内企業とする。また、異工種特定ＪＶから業務の一部を請け負う下請企業（以下「協力企業」という。）については、大牟田市内企業の積極

的な活用を図ること。

(ｶ)　入札参加に当たり、各構成員が、１(3)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。

(ｷ)　構成員の変更は、原則として認めない。ただし、技術提案書の提出期限までに限り、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、やむを得ない事情を本市が認めた場合はこの限りでない。

(ｸ)　構成員のいずれかが、他の応募グループの構成員でないこと。

(ｹ)　構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの構成員でないこと。

(ｺ)　上記(ｹ)において、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のａ、ｂ又はｃに該当する者をいう。

ａ　資本関係

次の(a)又は(b)に該当する二者の場合。ただし、(a)について子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(b)について子会社の一方が、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号)第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(a)　親会社(会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(b)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ｂ　人的関係

次の(a)又は(b)に該当する二者の場合。ただし、(a)については会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(a)　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(b)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管

財人を現に兼ねている場合

c　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(a)又は(b)と同視し得る資本関係又は人的関係が認められる場合。

イ　構成員に共通の入札参加資格要件

(ｱ)　平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者であること。

(ｲ)　施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(ｳ)　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。

(ｴ)　入札参加資格確認基準日において、国税、県税及び市町村税に未納の税額がないこと。

(ｵ)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。

(ｶ)　暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。

(ｷ)　配管工事を実施する構成員及びその他工事を実施する構成員は、大牟田市内に本店を有する法人であること。ただし、これらの構成員は、入札参加資格確認基準日の時点で会社設立後３年以上を経過していること。

(ｸ)　入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、大牟田市指名停止等措置要綱（平成８年３月１日施行）又は談合等不正行為の通報に対する措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(ｹ)　本事業に係る事業者選定支援業務を委託している者（株式会社日水コン）及び当該契約等支援業務において上記の者と提携関係にある者（渥美坂井法律事務所弁護士法人）並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

(ｺ)　大牟田市延命配水池更新工事審査委員会(以下「委員会」という。)の委員が属する組織及び企業又はその組織及び企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

(ｻ)　上記(ｹ)及び(ｺ)において、「資本面若しくは人事面において関連

がある者」とは、次のａ又はｂに該当する者をいう。

ａ　資本面

当該組織及び企業の発行済株式総数の１００分の５０を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている者

ｂ　人事面

当該組織及び企業の代表権を有する役員を兼ねている者

ウ　各構成員の入札参加資格要件

各構成員は、次の(ｱ)から(ｶ)までの要件を満たさなければならない。

(ｱ)　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定により、配水池工事を実施する構成員及びその他工事を実施する構成員は土木一式工事、配管工事を実施する構成員は水道施設工事の許可を受けていること。

(ｲ)　配水池工事を実施する構成員は、平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・県内業者）に業種が土木一式工事で登録されており、最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の建設工事の種類が土木一式工事の総合評定値（Ｐ点）の点数に平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・県内業者）に登録されている主観点数を加えた点数が１，３００点以上であること。また、配水池工事を実施する構成員は、平成２０年４月１日から平成３０年３月３１日までの期間に完成した配水池（プレストレストコンクリート構造）の施工実績があること。なお、その施工実績が土木ＪＶの場合は、当該土木ＪＶの構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

(ｳ)　その他工事を実施する構成員は、平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に業種が土木一式工事で登録されており、最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の建設工事の種類が土木一式工事の総合評定値（Ｐ点）の点数に平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に登録されている主観点数を加えた点数が８００点以上であること。

(ｴ)　配管工事を実施する構成員は、平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に業種が水道施設工事で登録されており、最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の建設工事の

種類が水道施設工事の総合評定値（Ｐ点）の点数に平成３０年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・市内業者）に登録されている主観点数を加えた点数が６７０点以上であること。

(ｵ)　配水池工事を実施する構成員は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。また、ＩＳＯ９０００シリーズ又はＩＳＯ１４００１の認証を取得していること。

(ｶ)　各構成員の本事業における手持ち工事件数の取扱いについては、入札参加資格確認申請の受付締切日において、本市が発注する平成３０年度中１億５，０００万円以上の工事を受注し、その工期が平成３０年度内である場合の受注業者は、入札参加資格を有するものとする。

エ　工事技術者の資格要件

(ｱ)　配水池工事を実施する構成員は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事施工期間中に専任で配置すること。

(ｲ)　配置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、配水池（プレストレストコンクリート構造）の施工実績を有すること。

(ｳ)　配置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、入札時提出書類の受付締切日以前に構成員と３ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。

オ　設計技術者の資格要件

(ｱ)　設計業務を配水池工事を実施する構成員自ら行う場合、配水池工事を実施する構成員は、次のａからｅまでの要件を満たさなければならない。

ａ　管理技術者には、技術士（上下水道部門の上下水道及び工業用水道、又は総合技術管理部門（選択科目を上水道及び工業用水道））の資格を有する者を当該設計業務に配置すること。

ｂ　設計主任技術者及び照査技術者には、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道、又は総合技術監理部門（選択科目を上水道及び工業用水道））の資格を有する者を当該設計業務に配置すること。

ｃ　管理技術者は、設計主任技術者を兼務することができるが、照査技術者を兼務することはできない。

d　一級建築士の資格を有する者を当該設計業務に配置すること。

e　上記設計技術者は、入札時提出書類の受付締切日以前に構成員と３ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。

(ｲ)　設計業務を協力企業に実施させる場合、配水池工事を実施する構成員は、次のａからｃまでの要件を満たさなければならない。

a　一級建築士の資格を有する者を当該設計業務に配置すること。

b　管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者のいずれかを配置する場合、(ｱ) ａからｃまでの要件を満たすこと。

c　上記設計技術者は、入札時提出書類の受付締切日以前に構成員と３ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。

カ　入札参加資格確認基準日

(ｱ)　入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書の受付期間の最終日とする。

(ｲ)　入札参加資格確認基準日の翌日から入札書類の提出までの間、入札参加者の構成員が２(1)のアからオまでの入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加することができない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合に限り、２(1)のアからオまでの入札参加資格要件を満たす構成員と変更し入札に参加することを認めるものとする。

(ｳ)　入札書類の提出の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員が２(1)のアからオまでの入札参加資格を欠くに至った場合、本市は当該入札参加者を落札者決定の審査対象から除外する。

３　入札説明書等の公表

本事業に係る入札説明書等を次のとおり公表する。

(1)　公表

入札公告の日

(2)　公表場所

企業局ホームページ

http://www.city.omuta.lg.jp/kigyoukyoku/

４　入札参加資格の確認

入札参加者は、２に掲げる要件等を有する確認を受けるため、入札説明書に定める必要書類を提出すること。

(1)　提出部数

入札説明書に定める書類を各１部提出すること。

(2)　提出方法

下記に示す場所に持参により提出すること。

〒８３６－８６６６　大牟田市有明町２丁目３番地

大牟田市企業局 総務課（企業局庁舎２階）

(3)　受付期間

平成３０年１１月１４日（水）から平成３０年１１月２２日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、正午から午後１時までを除く。

(4)　入札参加資格確認結果等

入札参加資格確認結果については、平成３０年１１月３０日（金）に代表企業宛てに郵送により通知する。

５　資料閲覧

入札説明書に示すとおりとする。

６　現地説明会

入札説明書に示すとおりとする。

７　入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

入札説明書に示すとおりとする。

８　入札書類の提出

４(4)において、入札参加の資格を有している旨の通知を受けた入札参加者は、入札に参加することができる。

(1)　提出書類と部数

入札説明書に示すとおりとする。

(2)　入札書等以外の入札時提出書類の提出方法

下記に示す場所に持参により提出すること。

〒８３６－８６６６ 大牟田市有明町２丁目３番地

大牟田市企業局 総務課（企業局庁舎２階）

(3)　入札書等以外の入札時提出書類の受付期間

平成３０年１２月１８日（火）から平成３０年１２月２７日（木）までの午前９時から午後５時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。）とする。ただし、正午から午後１時までを除く。

(4)　入札書等の提出方法

下記に示す場所に郵送により提出すること。

〒８３６－８６６６　大牟田市有明町２丁目３番地

大牟田市企業局　総務課（企業局庁舎２階）

(5)　入札書等の配達指定日

平成３０年１２月２７日（木）を配達指定日として、簡易書留又は一般書留のいずれかで郵送すること。

９　入札の辞退

入札参加者は、開札日の前日まで随時入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、入札参加辞退届を２０(1)に示す場所に平成３０年１２月２９日（土）から平成３１年１月３日（木）までを除く開札日の前日まで（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）に持参すること。受付は午前９時から午後５時までとする。ただし、正午から午後１時までを除く。なお、入札を辞退した入札参加者が、これを理由として次回以降の入札等で不利益な扱いを受けることはない。

１０　公正な入札の確保

(1)　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触する行為を行ってはならない。

(2)　入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。

(3)　入札参加者は、落札者決定までの期間に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4)　入札参加者は、入札に当たって、(1)から(3)までの他、大牟田市契約規則（平成２年規則第２６号）その他の入札に関する関係法令等を遵守しなければならない。

１１　入札の延期等

本市は、次のいずれかに該当する場合は、入札を延期又は中止する。この場合、入札参加者が損害を受けることがあっても、本市は、その賠償の責を負わない。

(1)　不正入札又はその疑いがあると認められるとき。

(2)　天災その他やむを得ない理由により、公正な入札が行われないと認められるとき。

(3)　入札参加者がいないとき。

１２　入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1)　入札参加資格のない者が入札したとき。

(2)　入札書等が配達指定日（平成３０年１２月２７日（木））に本市に到達しないとき。

(3)　２通以上の入札書を提出したとき。

(4)　入札書に事業名の記載がないとき、入札価格の記載がないとき、入札価格を訂正したとき、記名押印がないとき、又は記載事項が不明で判読しにくいとき。

(5)　連合その他不正行為があったと認められるとき。

(6)　予定価格（入札書比較価格）を上回る価格で入札したとき。

(7)　低入札価格調査限度価格（入札書比較価格）を下回る価格で入札したとき。

(8)　入札価格内訳書及び入札価格年度別内訳書の提出をせずに入札したとき、又は提出された入札価格内訳書及び入札価格年度別内訳書の内容に対応しない入札をしたとき。

(9)　要求水準書に示す要求水準を満たしていないと認められる技術提案書を提出したとき。

(10)　虚偽の書類を提出したとき。

(11)　その他入札に関する条件に違反したとき。

１３　委員会

(1)　審査方法

本事業では、民間事業者の有する専門的な知識やノウハウを活用することが必要であることから、事業者の選定に当たっては、施行令第１６７条の１０の２の規定に基づく総合評価一般競争入札方式を採用し、入札価格のほか技術面の非価格要素を含めて総合的に評価するものとする。

(2)　委員会の設置

有。入札説明書に示すとおりとする。

１４　ヒアリングの実施

委員会及び本市は、入札参加者に対して、技術提案書の提案内容について、ヒアリングを実施する。日時及び場所については、本市より代表企業に別途通知する。1入札参加者のヒアリング所要時間は、概要説明１０分、質疑応答４０分とする。

１５　開札

代表企業の立会いのうえ、開札を実施する。日時及び場所については、本市より代表企業に別途通知する。代表企業のうち立ち会わない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市の職員が立ち会い、開札を実施する。立会人は、１入札参加者につき１名とする。

１６　落札者の決定

委員会は、審査による技術点に価格点を加算して総合評価点を算定し、総合評価点が最も高い入札参加者を優秀提案者として選定する。なお、総合評価点が最も高い入札参加者が２者以上あるときは、くじ引きにより優秀提案者を選定する。この場合、入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市の職員がくじを引くこととする。

本市は、委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

(1)　技術点と価格点の配分

技術点と価格点の配点は、次のとおりとする。

総合評価点（１００点満点）＝技術点（７０点満点）＋価格点（３０点満点）

(2)　落札者及び審査結果の通知等

本市は、落札者の決定結果を直ちに代表企業に通知する。また、落札者及び審査結果については、速やかに本市企業局ホームページにて公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

１７　低入札価格調査

１６に掲げる優秀提案者が１(9)を下回っていた場合、本市が低入札価格調査を実施する。この場合、当該優秀提案者は低入札価格調書を、本市が優秀提案者に低入札価格調査の実施に関する通知を行った日の翌日から平成３１年２月１９日（火）午後５時まで（日曜日及び土曜日を除く。）に２０(1)へ持参すること。また、本市が行う事後の事情聴取等に、当該優秀提案者は協力しなければならない。

なお、低入札価格調査基準価格は、大牟田市低入札価格調査制度実施要綱（平成３０年４月１日施行）に基づき設定する。

１８　低入札価格調査限度価格

本事業の入札に当たっては、低入札価格調査限度価格に満たない価格で入札した場合は、低入札価格調査を実施せずに無効とする。なお、低入札

価格調査限度価格は、大牟田市低入札価格調査制度実施要綱及び大牟田市最低制限価格制度実施要綱（平成２２年６月１日施行）を準用して設定する。

１９　契約の締結

本市は、落札者との間で大牟田市延命配水池更新工事工事請負契約書（案）（以下「契約書（案）」という。）に基づき、契約を締結する。

(1)　契約保証金

契約保証金は、請負代金額の１００分の１０以上とする。ただし、施行令第１６７条の１０第１項（施行第１６７条の１３において準用する場合を含む。）の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とすることができる場合の取扱いについて、低入札価格調査を受けた者（以下「低入札者」という。）のうち、落札者決定日において、低入札価格調査に係る工事を施工中の者又は入札の期日から起算して過去１年以内に低入札者との契約にあっては、請負代金額の１００分の３０以上としなければならない。なお、担保となる有価証券等（国債、地方債又は銀行等が振り出し、又は支払い保証をした小切手等）の提供、又はこの契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行等の保証を付したときは、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。また、公共工事履行保証証券による保証又は債務不履行により生じる損害を補てんする履行保証保険契約の締結による保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(2)　誓約書の提出

落札者は、契約の締結に際して、本市に暴力団排除条項等を承諾した旨の「誓約書」を提出しなければならない。

(3)　費用負担

契約書（案）の作成等に必要な費用は、落札者の負担とする。

(4)　手持ち工事件数の取扱いについて

本事業の手持ち工事件数の取扱いについては、大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱の運用基準（平成１５年４月１日施行）を準用し、全ての構成員について以下のアからウまでに示すとおり適用する。

ア　配水池工事を実施する構成員（業種　土木一式工事）

平成３１年から平成３４年までの各年度において、１億５，０００万円以上の手持ち工事１件とする。

イ　その他工事を実施する構成員（業種　土木一式工事）

平成３１年から平成３４年までの各年度において、１億５，０００万円未満の手持ち工事１件とする。

ウ　配管工事を実施する構成員（業種　水道施設工事）

平成３２年から平成３３年までの各年度において、１億５，０００万円未満の手持ち工事１件とする。

２０　その他

(1)　本事業に関する問い合わせ先

大牟田市企業局総務課（企業局庁舎２階）

住所　〒８３６－８６６６　大牟田市有明町２丁目３番地

電話番号　０９４４－４１－２８４０

ファクシミリ　０９４４－４１－２８４２

メールアドレス　e-enmeikousin@city.omuta.fukuoka.jp

企業局ホームページ

http://www.city.omuta.lg.jp/kigyoukyoku/

(2)　必要事項等の追加

本書に定める事項以外に必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては、本市企業局ホームページを通じて、また、入札参加資格確認結果通知後においては、代表企業宛てに通知する。

(3)　本市が提示する資料等の利用

本市が提示する資料等は、入札に当たっての検討以外の目的で使用することを禁止する。

(4)　使用言語及び単位

提出書類は日本語で記載し、使用する単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるところによる。また、通貨単位は日本円とする。

(5)　著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本市が公表、展示及びその他本事業に関し必要と認める場合は、無償で使用できるものとする。

(6)　提出書類の取扱い

提出書類は返却しないものとする。

(7)　入札後の異議申立て

入札参加者は、入札書類の提出後において、異議申立てはできないもの

とする。

(8)　入札参加者は、実施方針、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、契約書（案）、様式集を熟読し、これを遵守すること。

(9)　支払い条件

前払金　有

部分払　有

(10)　この公告に定めるもののほか、この入札及び契約に関し必要な事項については、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）、地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令及び大牟田市企業局契約事務規程第２条において準用する大牟田市契約規則によるものとする。

(11)　その他

詳細は入札説明書等に示すとおりとする。